

卒業・進級基準について

学則(抜粋)

(課程修了の認定)

第31条 第12条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

- 2 所定の修業年限以上在籍し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。
- 3 卒業に関する規程は、別に定める。

試験規定(抜粋)

(進級資格)

第16条 当該学年において履修すべき全授業科目(実習を含む)に合格していることを原則とする。

- 2 必修科目の不合格科目数が4分の3を超えた場合、進級できない。
- 3 進級の認定に関しては次のとおりとする。
 - (1) 進級の認定は、進級判定会議を経て、校長が認定する。
 - (2) 進級の認定は各年度において毎年3月に行う。
 - ア 全科目において欠席が授業時数の3分の1(実習・実技においては5分の1)を超えている場合
 - イ 全科目の年間の評価点の平均が60点未満である場合
年間を通じてア、イの条件は満たしているが、60点未満の科目を持つ者は、その取り扱いは校長が行う。
 - (3) その他、進級の認定に関しては、各学科が定める規定に従う。

(卒業資格)

第17条 当該学年において履修すべき全授業科目(実習を含む)に合格していることを原則とする。

- 2 卒業の認定に関しては次のとおりとする。
 - (1) 卒業の認定は、卒業判定会議を経て、校長が認定する。
 - (2) 次の各号の一つに該当する場合は、卒業できない。
 - ア 各科目において欠席が授業時数の3分の1(実技・実習においては5分の1)を超えている場合
 - イ 全科目の年間の評価点の平均が60点未満である場合
年間を通じてア、イの条件は満たしているが、60点未満の科目を持つ者は、その取り扱いは校長が行う。

岩永学園ディプロマポリシー

岩永学園では、各学科の教育カリキュラムに定められた単位を修得し

- ・国家試験や日本語能力試験 N3 に合格するための知識を備えている。
- ・医療福祉の専門職としての技能を習得し、高い倫理観とコミュニケーション能力を身につけている。
- ・地域に貢献する意欲を持ち、地域社会から必要とされる。
- ・国民の健康維持や疾病予防に関心を持ち、主体的な問題発見能力と他者との協働した問題解決能力を有する。

と認められた者に対し、卒業認定・称号を授与します。

理学療法科進級判定基準(科内規程)

【対象】PT16A

(1) 当該年度実施される科目の内、最終評価が不合格となった科目が4科目以上あった場合は、進級することはできない。

(2) 未修得単位については、次年度内に修得すること。

<各科目の単位認定>

(1) 講義および演習については2/3以上、実技については4/5以上の出席をしていること。

(2) 総合評価において、60点以上の評価を受け合格していること。

(3) 再試験において、70点以上の評価を受け合格していること。

(4) 追試験において、60点以上の評価を受け合格していること。

<追再試験等>

(1) 定期試験においては不合格だった者は再試験、また、止むを得ない事情により定期試験を欠席した者については追試験を受けることができる。

(2) 再試験、追試験は1回までとする。

<臨床実習の単位認定>

単位未修得の場合は進級できない。

(1) 実習中止は、再実習は行わず単位未修得となる。

(2) 評価 D 判定の場合、科内での総合判断により単位認定または未修得となる。

【対象】PT18A

(1) 当該年度実施される授業の内、定期試験の最終評価にて不合格となった科目が3科目以上あった場合は、進級することはできない。

(2) 未修得単位については、次年度内に修得すること。

<各科目の単位認定>

(1) 講義および演習については2/3以上、実技については4/5以上の出席をしていること。

(2) 定期試験において、60点以上の評価を受け合格していること。

(3) 定期再試験において、70点以上の評価を受け合格していること。

(4) 定期追試験において、60点以上の評価を受け合格していること。

<追再試験等>

(1) 定期試験においては不合格だった者は再試験、また、止むを得ない事情により定期試験を欠席した者については追試験を受けることができる。

(2) 再試験、追試験は1回までとする。

<臨床実習の単位認定>

単位未修得の場合は進級できない。

(1) 実習中止の際の追加実習の可否については、その実習内容を踏まえ、学科内で協議する。追加実習を実施しない場合については、単位未修得となる。

(2) 最終評価は、臨床実習先の評価を踏まえ、学科内で実施する。

介護福祉科進級判定基準(科内規程)

<各科目の単位認定>

- (1) 講義および演習については2/3以上, 実技については4/5以上の出席をしていること。
- (2) 総合評価において, 60点以上の評価を受け合格していること。
- (3) 再試験において, 70点以上の評価を受け合格していること。
- (4) 追試験において, 60点以上の評価を受け合格していること。

<追再試験等>

- (1) 定期試験においては不合格だった者は再試験, また, 止むを得ない事情により定期試験を欠席した者については追試験を受けることができる。
- (2) 再試験, 追試験は1回までとする。

<介護実習の単位認定>

介護実習が不合格の場合は, 進級できない。

- (1) 実習中止の際の追加実習の可否については, その実習内容を踏まえ, 学科内で協議する。追加実習を実施しない場合については, 単位未修得となる。
- (2) 最終評価は, 介護実習先の評価を踏まえ, 学科内で実施する。

スポーツ柔整科・柔道整復科進級判定基準(科内規程)

当該年度実施される授業の内、未修得科目が3科目以上あった場合は留年とする。

<各科目の単位認定>

- (1) 講義および演習については2/3以上、実技については4/5以上の出席をしていること。
- (2) 総合評価において、60点以上の評価を受け合格していること。
- (3) 再試験において、70点以上の評価を受け合格していること。
- (4) 追試験において、60点以上の評価を受け合格していること。

<追再試験等>

- (1) 定期試験においては不合格だった者は再試験、また、止むを得ない事情により定期試験を欠席した者については追試験を受けることができる。
- (2) 再試験、追試験は1回までとする。

<臨床実習の単位認定>

単位未修得の場合は進級できない。

- (1) 実習中止の際の追加実習の可否については、その実習内容を踏まえ、学科内で協議する。追加実習を実施しない場合については、単位未修得となる。
- (2) 最終評価は、臨床実習先の評価を踏まえ、学科内で実施する。

スポーツ鍼灸科・健康鍼灸科進級判定基準(科内規程)

- (1) 当該学年において履修すべき科目のうち、不合格科目が3科目以上の場合には進級できない。
- (2) 留年者は、当該年度の必修科目をすべて再履修すること。

<各科目の単位認定>

- (1) 講義および演習については2/3以上、実技については4/5以上の出席をしていること。
- (2) 総合評価において、60点以上の評価を受け合格していること。
- (3) 再試験において、70点以上の評価を受け合格していること。
- (4) 追試験において、60点以上の評価を受け合格していること。

<追再試験等>

- (1) 定期試験においては不合格だった者は再試験、また、止むを得ない事情により定期試験を欠席した者については追試験を受けることができる。
- (2) 再試験、追試験は1回までとする。

<臨床実習の単位認定>

単位未修得の場合は進級できない。

- (1) 実習中止の際の追加実習の可否については、その実習内容を踏まえ、学科内で協議する。追加実習を実施しない場合については、単位未修得となる。
- (2) 最終評価は、臨床実習先の評価を踏まえ、学科内で実施する。

スポーツセラピスト科進級・卒業判定基準(科内規程)

<進級判定基準>

- (1) 当該年度実施される授業の内、出席回数が既定の数に達していない科目が1科目以上あった場合は、留年とする。
- (2) 当該年度実施される授業の内、定期試験の最終評価が不合格となった科目が、2科目以上あった場合は留年とする。

<各科目の単位認定>

- (1) 講義および演習については2/3以上、実技については4/5以上の出席をしていること。
- (2) 総合評価において、60点以上の評価を受け合格していること。
- (3) 再試験において、70点以上の評価を受け合格していること。
- (4) 追試験において、60点以上の評価を受け合格していること。

<追再試験等>

- (1) 定期試験においては不合格だった者は再試験、また、止むを得ない事情により定期試験を欠席した者については追試験を受けることができる。
- (2) 再試験、追試験は1回までとする。

<卒業判定基準>

- (1) 必修科目を全て履修し、単位取得していること。
- (2) 全ての取得単位数の合計が107単位を超えていること。

日本語科進級・卒業判定基準(科内規程)

<各科目の単位認定>

- (1) 講義および演習については2/3以上, 実技については4/5以上の出席をしていること。
- (2) 総合評価において, 60点以上の評価を受け合格していること。
- (3) 再試験において, 70点以上の評価を受け合格していること。
- (4) 追試験において, 60点以上の評価を受け合格していること。

<追再試験等>

- (1) 定期試験においては不合格だった者は再試験, また, 止むを得ない事情により定期試験を欠席した者については追試験を受けることができる。
- (2) 再試験, 追試験は1回までとする。

整体セラピスト科卒業判定基準(科内規程)

<各科目の単位認定>

- (1) 講義および演習については2/3以上, 実技については4/5以上の出席をしていること。
- (2) 総合評価において, 60点以上の評価を受け合格していること。
- (3) 再試験において, 70点以上の評価を受け合格していること。
- (4) 追試験において, 60点以上の評価を受け合格していること。

<追再試験等>

- (1) 必修科目を全て履修し, 2/3以上出席をしていること。
- (2) 全ての科目で「修了」が出されていること。なお, 「修了・未修了」の判定は, 各科目の担当教員が行うものとする。